

0. 前文について

	あ	ん	ねっ	と
必要性		<入れるかどうか> ○ 自治基本条例の前文はカタイ。せっかくなので、もう少し具体的な前文にして、入れてはどうか ○ 市民参加条例としての想いを入れれば良いのではないか ○ 長いと市民が読むのに嫌になるのではないか。必要なものを箇条書きで ○ どちらでも良い。前文の有無で内容は変わらない。せっかく皆が集まっているので、メッセージを込める意味でも入れても良いかな ○ あえて「自分たちの気持ち」を入れる必要はないと思う ○ 手法を定めるのが本条例の目的なので入れなくても良いと思う ○ 前文によって、市民に条例を活用してもらいやすくするように思いを伝えたい ○ 手法に重きを置いて、前文は省いても良いのでは ○ 中途半端に1,2行入れるなら、しっかり入れるかやめるかの方がよい <結論> ○ 班としては入れない意見が多いが、他班の意見も聞いて今後検討		

3. 市民参加の基本原則

	あ	ん	ねっ	と
市民参加	<幅広い市民参加> ○ 幅広い市民が参加できる条例 ○ 市民参加は安城市民のすべての市民が参加できるものとする	<参加> ○ 市民…<u>それぞれ</u> ↓ 子どもも参加する 例 議会など 年齢にふさわしい参加の権利	<みんなでやろう!!> ○ 意見・思いを出し合う ○ 全員参加 ○ 地域活動(町内)に参加して、市民同士のつながりを強くして協働をもつ	
参加の公平性	<公平> ○ 参加の公平性 <市民参加の基本原則> ○ 1 市民は、平等に市民参加の機会が保障されます ○ 2 満20歳未満の青少年および子どもは、年齢にふさわしい市民参加の機会が保障されます	<参加> ○ 市民が意見を述べたり提案する機会が必要 ○ 市民参加の機会が平等に与えられること! ○ 市民平等の機会		<原則> ○ 機会の平等・公平 ○ 全ての市民が公正・公平の市政に参加できる体制を作る。参加するにあたっては性別、思想、信条等で差別してはならない ○ 市民参加の機会が平等に保障される ○ 全ての市民が平等である
情報共有	<情報共有> ○ 情報の共有化 ○ 市民参加は市民と執行機関が情報を共有する <市民参加の基本原則> ○ 3 市民と市長その他の執行機関は、市政に関する情報を共有します <協働の基本原則> ○ 3 コミュニティと市長その他の執行機関は、当該事業について目的を共有すると共にその情報を公開します	<情報共有> ○ 情報の共有 市⇄市民 双方に! ○ 情報の共有 市→市民へ、市民→市へ どちらも大切 ○ 情報の共有 <情報共有・参加> ○ (1)市民が参加出来る (2)市民及び、市が情報を共有できる		<原則> ○ お互いの情報を共有 ○ 市と市民の情報の共有
市民の権利・自主性	<権利と義務> ○ 市民参加は権利であり義務でもある <自主性> ○ 市民が自由に発言、提案できる ○ 市民の自主性の尊重 ○ 自主性の尊重	<参加> ○ 参加の自由を保障	<自主的> ○ 住みやすい町づくり ○ 自主的に ○ 和 ○ 公	<理念> ○ 市民参加は市民の権利 <原則> ○ 市民の自主性を尊重
市民の市政への参加		<参加> ○ 市民が行政活動に参加する権利		<理念> ○ 市政への参画 ○ 市民が主役の市政運営の実現 ○ 市民参加→市政を推進
市の役割	<効果ある手法> ○ 参加の対象とする事業等に効果のある手法を選択 ○ 参加の手法、時期等をあらかじめ公表—広く公表かたよらない配慮 <協働の基本原則> ○ 1 市長その他の執行機関は、コミュニティとの協働及びコミュニティへの支援を公平かつ公正で透明性の高い内容と手続で実施します ○ 2 市長その他の執行機関は、コミュニティの自主性と自立性を尊重します			<理念> ○ 市民の要望等に公正かつ的確に対応 <原則> ○ 市民の考え(意見)を尊重
市と市民の関係	<市民参加の基本原則> ○ 4 市民と市長その他の執行機関は、まちづくりのパートナーとして相互の役割を理解し、尊重します <協働の基本原則> ○ 4 コミュニティと市長その他の執行機関は、対等な立場にたち、相互に理解を深めます	<参加> ○ お互いの立場の尊重＝市と市民が対等の立場で		<理念> ○ 市と市民の協働 ○ 市と市民は互恵、平等、共存の関係 <原則> ○ 市と市民との信頼が前提 ○ 市と市民が対等 ○ お互いの役割を理解・尊重しなければならない ○ 市のあり方 市民とのあり方 市と市民のあり方
本項の捉え方	○ 不要 個別の条文で足りる 基本原則は不要	<不要> ○ 基本原則や理念は条例をつくる中で分っているので必要ないのでは		<理念> ○ 自治基本条例で市民参加は担保されているから ①適切②効果的(分かりやすく、利用しやすい)
その他	<活力> ○ 活力ある地域社会 <市民参加の基本原則> ○ 5 市民と市長その他の執行機関は、市民の多様な価値観に公平で的確に対応します	○ 稲沢市の基本原則を基本に肉付けしては(手法)と思います No15 ○ 意見などに対する結果を明らかににする <言葉・文章> ○ なるべく短い文章をお願いします ○ なるべくやさしい言葉で市民にわかりやすく	<案※> ○ 楽 ○ 公平、平等、手軽に ○ 生き生きと明るく楽しい町	

○…分科会その①
●…分科会その②
□…分科会その③

4. 市民の責務

	あ	ん	ねっ	と
市民の責任	<発言と行動に責任> ○ 自分の意見と行動に責任をもつ ○ 自らの発言と行動に責任をもつ ○ 発言と行動に責任をもつ ○ 市民としての責任と役割の自覚 <市民とコミュニティの責務> ○ 1 市民とコミュニティは、市政への関心を高め、自主的かつ自発的に市民参加と協働に務めます ○ 2 市民とコミュニティは、自らの発言と行動に責任を持って積極的に市民参加と協働に務めます	<責任> ○ 行動と意見に責任をもつ ○ 発言と行動に責任をもつ ○ 発言と行動に責任 ○ みんなが守る	<自立> ○ 何でも行政に頼らない。(自主性) ○ 市民自立 他立本願でない ○ 「安城」に愛着をもつこと ○ 計画義務の意識を持つ <行政監視> ○ 目標達成の為のプロセスの確立 ○ 行政に指導されるのでなく、行政を引張る熱意	<責任> ○ 市民参画の発言・行動に責任を持つ ○ 責任をもつ ○ 自らの発言と行動に責任をもつ ○ 意見・発言・行動
積極的な市民参加	<積極的に参加> ○ 市民は積極的に市民参加に努める ○ 積極的な参加をする ○ 市民は積極的な参加に努める	<参加の姿勢> ○ 積極的参加 ○ 積極的。 ○ 市政への積極的な参加 ○ 行政活動に参加する意志を持つ ○ 市民参加に努める。参加する気持 ○ 市政に関心を持つ ○ まちづくりに関心をもち、自発的に参画する ○ 自ら、情報の把握につとめる	<権利行使> ○ 自発的に参加 ○ 参加の権利を手にしたら、責任をもって行動する ○ 市などの学習等に参加して学習する	<積極性> ○ 積極的 ○ 積極的に市政に参加します ○ 積極的に参加すること ○ 自主的、積極的
市政への関心・理解				<関心 理解> ○ 市政への関心を高める ○ 市政に関心を持つ ○ 市政を○○したいといった気持ち 心(○) ○ 市政への理解 ○ 市政に対する理解を深める ○ 理解を深める
尊重	<尊重> ○ 市民相互の意見を尊重	<尊重> ○ 自由な発言の尊重と責任 ○ 互いの立場の尊重 ○ 市民、お互いの意見の尊重 ○ 市⇄市民 市民⇄市民 相互の意見の尊重を		<尊重(市民相互)> ○ 市民相互の発言を尊重 ○ 市民相互の意見の尊重 ○ 相互の尊重 ○ 他の人の意見をきくこと ○ 市民は自治基本条例で定めるほか、少数意見も尊重し、他の市民とも連帯協調する義務を負う ○ 市、市民を尊重する
全体の利益・公益性	<公の創設> ○ 市全体市民全ての利益を考えること ○ 全体の利益 将来を見越した提案をすること <市民とコミュニティの責務> ○ 3 市民とコミュニティは、市民参加と協働を推進するため、市民公益活動に関して理解を深めるように務めます	<公益> ○ 全体の利益も考える ○ 公共性の視点が大事 ○ 公益を念頭において ○ 特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の利益を考える		<公共性> ○ 市全体の利益を考慮 ○ 市民は権利の行使・義務の履行にあたっては、理性を重んじ誠実に行わなければならない ○ 市全体のことを考えること(個人的にならないこと) ○ モンスター市民にならないこと ○ 公共性の視点
協働・連携		○ 「協働」がキーワード	<地域> ○ となり同士とのつながりを大切にする ○ 地域活動になるべく参加して顔継ぎをする ○ 日常的に地域住民との連携 <協働> ○ 独裁的でない協議 ○ 協働の範囲の明確化 ○ 個々の意見が反映された組織	

5. 市の責務

	あ	ん	ねっ	と
参加の機会の提供	＜機会の提供＞ ○市は、市民参加の機会を積極的に提供する ○参加の機会の提供 ○参加の機会を積極的に設ける ＜市長その他の執行機関の責務＞ ○1 市長その他の執行機関は、市民参加と協働の機会拡大のための具体的な措置を講じます ○2 市長その他の執行機関は、市民参加と協働を総合的に推進するための計画(以下、「市民参加と協働推進計画」という。)を定めます ○市民参加を推進する必要な措置をする	＜参加の機会＞ ○市民参加機会の確保 ○参加の機会を提供 ←それがみんなにわかりやすく ○参加の機会の設定 ○積極的に[機会]を作る ○市民参加の機会の確保 ○市民参加できる市政運営	＜参加手法に関しての情報＞ ○手続きの明確化！ ○参加プロセスの提示 ○結果の周知と反映	○意見・提案を求める制度 ＜機会＞ ○市民参加の機会の拡大保障 ○参加しやすい場の提供 ○積極的な機会の提供 ○参加の場と機会を積極的に用意する ＜支援＞ ○市民活動に協力、支援 ○話し合う場所もの等の提供 ○参加への支援
結果の反映・公表	＜意見の反映・公表＞ ○市は、市民の意見の検討、反映に努める ○公共の利益に配慮して意見を市政に反映させる ○市民の意見に対する検討結果を公表しなくてはならない	＜意見などへの対応＞ ○出された意見を生かす ○市民の意見を尊重する ○前向きな対応 ○提案の積極的検討	＜おれの話聞け！ 広聴＞ ○平等に対応 ○市民の意見をよく聞いてね ○参加対象市民は幅広く公募 例 高齢者 障がい者等 ○苦情も前向きに	＜意見の尊重＞ ○公平、公正 ○市民からの提案に差別しない 対等に取り扱い処遇する ○市民からの提言は尊重し、結果についてわかりやすくていねいに説明する ○市民の意見を尊重する ＜反映＞ ○市政への反映(意見の) ○施策への反映 ○施策へ反映
情報公開	＜情報公開＞ ○すべての市民に市政に関する情報を公開する ○分かりやすい情報の公開 ○積極的な情報の提供・公開 ○情報の共有化 ＜市長その他の執行機関の責務＞ ○3 市長その他の執行機関は、市民参加と協働推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表します ○6 市長その他の執行機関は、市民自らがまちづくりについて考え、行動できるように市政に関する情報を提供し、説明に努めます	＜情報公開＞ ○情報の積極的な公開 ○公正な情報公開 ○情報の公表 ○情報の公表 どこに、どのように、が適切に ＜情報共有＞ ○情報の共有 ○市民との情報の共有化	＜わかる話をして！！(3) 情報公開＞ ○魅力的な情報で発信してほしい 若人～年配まで ○わかりやすい情報提供(広報を見てもしっかりにくい) ○情報のIndex化 ○情報をタイムリーに発信 ○Webや広報などによる積極的な情報提供	＜情報＞ ○行政の情報の公開 ○情報の提供 共有化 公表 ○市政に関する情報の提供に努める ○行事の目的・内容は情報を開示し、市民が積極的に参加できる機会を設ける
説明責任	＜説明責任＞ ○市は、市民参加の手続きをわかりやすく説明し、市民参加を促す ○説明責任と周知 わかりやすい文章で ○少数意見にも回答を ○説明責任(誠意をもって)	○評価や結果のフィードバック		
人・団体の育成	＜市長その他の執行機関の責務＞ ○7 市長その他の執行機関は、市民参加と協働への高い意欲と能力を持った職員を育成します ○8 市長その他の執行機関は、市の公共施設で活動する施設ボランティアの育成に務めます ○9 市長その他の執行機関は、市民参加と協働にかかわるボランティアとコミュニティ及びボランティアとコミュニティをコーディネートするボランティアコーディネーターの育成に務めます ○人・団体の育成		○ボランティア団体と市との温度差が少しくなると良い	＜資質の向上＞ ○市民参加の意義について理解を深める ○職員のレベルアップ ○誠実な対応 ○嫌がらない 逃げない
計画、状況の市議会への報告	＜市長その他の執行機関の責務＞ ○4 市長その他の執行機関は、毎年度、市民参加と協働推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市議会に報告します			
計画の見直し	＜市長その他の執行機関の責務＞ ○5 市長その他の執行機関は、市民参加と協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加と協働推進計画を見直します			
その他		○目的にあった手法をとる ○責任？役割？	○魅力的な参加行事を催してほしい ○行政内で統一基準を定める	

○…分科会その①
●…分科会その②
□…分科会その③

6.市民参加の対象

	あ	ん	ねっ	と
市民参加の対象となる事項	● 1 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりです。 (1)市の基本構想、基本計画、その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市政に関する基本計画を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例の制定又は改廃 (3)広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4)市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 ● 4 市長その他の執行機関は、対象事項以外の事項にあっても、市民参加の対象とすることができます。	<市民生活> ● 市民生活に影響を及ぼす制度の導入 ● 市民生活のにとって大事なことの制度をつくったりやめるとき ● 市の実施計画の採択に関すること ● 市民生活の制度 ● 市民生活に密接に関わる分野 ● 教育に関する福祉に関することは全て大切 ● 市民生活に大きな影響をおよぼす計画 ● 地域活性化(開発でなく人)のための施策 <権利> ● 市民の権利に関することを決めるとき ● 市民の権利を制限する内容の制度、廃止 <基本計画> ● 基本計画 ● 基本計画、基本構想の策定・変更 ● 基本計画と基本構想など <個別施策> ● 環境保全に関する施策 ● 公立小中学校の経営方針に関すること ● 農地保全、農業推進のための基本計画 <公共の施設の設置> ● 市に大きな施設をつくるとき ● 公共の施設 ● 市の施設の設置に係る基本計画 ●市が計画をつくるときと変えるとき ●条例の制度改正、廃止	<対象は広〜> ☐ 全部！ ☐ 口表(こうひょう)でなく参加する ☐ 私も安城市民？ ☐ 全部として除外要項を定めて除く方法 <特にココを重く！！> ☐ 安城地産地消 ☐ ごみ減量に関する ☐ 環境に関した	<条例> ☐ 条例の制定改廃 ☐ 市政の基本方針を定める条例 ☐ 市の基本的な条例等 ☐ 条例の制定変更にかかるもの(ただし、上位の条例によるものは除く) ☐ 市民生活に係る条例策定 <基本計画、施策> ☐ 基本政策を制定する計画の策定または変更 ☐ 市の基本構想計画の策定 ☐ 市の基本的政策を定める計画 ☐ 総合計画、個別分野における基本方針 ☐ 基本計画構想(マスタープラン)(過程) ☐ 計画・プランの策定・改訂 ☐ 計画づくり ☐ 決まった後では遅いこと、過程に参加 ☐ 市民の意見を取り込んだ方の良い政策 ☐ 市民の意見で方向(方針)が変わること <義務・権利> ☐ 市民の権利 ☐ 市民に新たに義務を課し、または権利を制限すること ☐ 市民への義務を課す、権利の制限 ☐ 市民の権利や義務に関すること ☐ 市民に義務を課し、権利を制限するもの <施設> ☐ たくさんの費用のかかる施設をつくる時 ☐ 重要な施設の企画・立案 ☐ 計画実施に対し、多額の予算(歳入総額の1/100以上)を決定する ☐ 大規模な施設の設置、計画策定、変更 ☐ 公共の施設の設置に係る計画等 <方向性> ☐ 市の方向性を定めるもの ☐ 市全体に係わること ☐ 物言わぬ人を引張りだす(+) ☐ 一般的には興味をもたれないモノ(-) ☐ 市の基本的な方向性を定めるもの <市民生活> ☐ 重要な政策、市民の生活に影響のあるもの ☐ 市民の生活に近いもの→ヤル気、とっつきやすい ☐ 市民に理解(共感)してもらいたいもの ☐ 市民の共感を得たいもの ☐ 社会生活の変遷に対応し、市民参加手続を実施する必要がある場合 ☐ 市民生活、事業活動に重大な影響を与える条例若しくは規則の制定、改正、廃止 ☐ 市民の生活に重大な影響を与えるもの
市民参加の対象としないことができる事項	● 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます (1)軽易なもの (2)緊急に行わなければならないもの (3)法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの (4)市の機関内部の事務処理に関するもの (5)市税の賦課徴収、その他金銭の徴収に関するもの (6)前各号に掲げるものの他、これらに順ずるもの			<対象外> ☐ 税率に関するものは対象としない ☐ 緊急性のあるものは対象としない ☐ 経常的、軽易、緊急。内部の事務処理、法合他で定めあり
市民参加の対象としないものとしたことについての公表	● 3 市長その他の執行機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、これを公表します		<ダメな時は説明を！！> ☐ 理由が納得いかなければ三者機関に申し立て ☐ だめな時は理由明示	
条例への書き込み				<入れる？どこまで？> ☐ 政策、施策、事業の推進 ☐ 市民の参加を求める

7.市民参加の方法

	あ	ん	ねっ	と
審議会	● 1 市民参加の方法は次のとおりです □ ☆(1) 審議会等手続 地方自治体(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの(その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限ります。)を設置し、これに市長その他の執行機関が諮問などを行うことにより意見を求める一連の手続をいいます。 ● 審議会 ● 審議会	＜パブコメ・フォーラム＞ ● 審議会 ＜方法の決めごと＞ ● 実施機関の配慮 ● 審議会へは市民公募わくを多くして、一般のみんなの意見をきけると良い	＜今までの改良＞ ● 審議会の委員構成比をしっかりと定める ● 各委員に無作為選出委員を必ずもうける	＜審議会＞★★★ □ 審議会等の開催、公聴会・座談会の開催 □ 公聴会 □ 推進評価機関の設置 □ 審議会 □ 審議会 □ 審議会 どこまで・・・
パブリックコメント	● (2) パブリックコメント手続 市長その他の執行機関が政策などの趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市長その他の執行機関の考え方などを公表する一連の手続をいいます。 ● パブリックコメント ● パブリックコメント	＜パブコメ・フォーラム＞ ● パブリックコメント	● 「市民参加」の権利として、情報を確認する義務を負わせる	＜パブリックコメント＞★★★ □ パブリックコメント □ パブリックコメント □ パブリックコメント □ パブリックコメント
意見交換会 ワークショップ 説明会 など	● (3) 公聴会手続 政策などに対して広く市民などの意見を聴くため、市長その他の執行機関が行う会合を開催する一連の手続をいいます。 ● 意見交換会、ワークショップ、説明会等を含む ● ワークショップ ● 意見交換会 □ (2) 市民説明会手続 行政活動の課題等の説明を通して複数の市民の意見を集める場合は、あらかじめ対象となる市民を定め、意見交換を目的とする集まり(以下、「市民説明会」といいます。)を開催する一連の手続をいいます。	＜意見交換＞ ● 各分野の懇話会 ● 意見交換会 ● 学校教育での意見交換会 ＜ワークショップ＞ ● 市民会議の開催(市民の会議運営) ● ワークショップの実施 ● ワークショップの開催 ● 市民講座の開催 ＜行政から＞ ● 説明会の開催 ● 市民への説明会 ● 説明会を広く開催	＜今までの改良＞ ● 市議会議員との意見交換会	＜ワークショップ＞★★ □ ワークショップ □ ワークショップ □ ワークショップ(市民会議) □ 市民会議 ＜提案制度相談窓口＞★×0.5 □ 市民政策提案制度の実施 □ 市民の自発的な提案を反映させるための手続き
市民政策提案	● (4) 市民政策提案手続 市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市長その他の執行機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市長その他の執行機関の考え方などを公表する一連の手続をいいます。			参加をうながす ステップ1(きっかけ)
その他の方法	● (5)前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関が適当と認める方法 ● ★町内会が集まる(又は町内の回覧板にご意見コーナーを作って誰でも書き込めるようにする) ● ★市民参加は自分の意見が持っていられる程度の身体障害者も参加出来る(車イスで参加) ● 無作為選出アンケート ＜子ども市民参加を保障する一つの具体的な手段＞ ● ★学校で市民参加体験する。 □ (1) 市民意向調査手続 重要な施策及び行政活動の課題等について、市民の意向を把握する一連の手続をいいます。 □ (3) 市民会議手続 行政活動の課題及び問題点等について、複数の市民の意見交換、意見形成等を図る場合にあらかじめ対象となる市民を定め、その市民及び市長その他の執行機関の相互議論により一定の方向性を見出すことを目的とする集まり(以下、「市民会議」といいます。)を開催する一連の手続をいいます。 □ ★(5) 市民意見公募手続 市長その他の執行機関が政策などの趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市長その他の執行機関が諮問などを行うことにより意見を求める一連の手続をいいます。	＜アンケート＞ ● アンケート調査実施 ● アンケート及び調査 ● 意識調査も大切!! ● ケータイでんわ、インターネットによる投票方法 ＜具体案＞ ● 個別にヒヤリング(雑談) ● 学校の生徒会(若者)にきく。 ● モニター制度 ● 回覧板を利用する(回覧板を読む、人の意見がきける) ● 町内会単位の会合 ＜市民から＞ ● 市長への手紙やまちかど座談会は、直接顔を見て意見が言えて良い ● 手紙 ● ご意見BOX ＜パブコメ・フォーラム＞ ● フォーラム ＜ワークショップ＞ ● フォーラム、イベント	＜学習義務＞ ● 市民学習会開催の中で抽出 ● 条例等の学習会をしっかりと行う ＜新しい手法＞ ● 市民討議 プラ・ヌクスツェレ ● 条件付市民討議 ● 各世代別多種職種 ↓ ＜市民1. 1. 1. 運動＞ ● 市民1人、1事業、年1回参加する運動の展開	□ 指名制(抽出) ★★★★★ □ 市民討議、プラ・ヌクスツェレ ★★★★★ □ 目安箱(個人の利益でなく) ★×0.5 □ 市政モニター ★×0.5 □ ~の方法により効果的な市民参画の実現 □ 具体的でない方法(抽象的)もある ＜アンケート＞★★ 傾向 □ 意識調査(アンケート)：..... □ アンケート □ アンケート □ 街頭におけるアンケートの実施
その他の方法				＜情報提供＞☆ □ マスメディア活用による募集案内 ＜フォーラム＞★ □ フォーラム □ フォーラムシンポジウム □ 説明会
適切な市民参加の方法を選択	● 2 市長その他の執行機関は、対象事項の性質、影響及び関心度を考慮して、その結果を市長その他の執行機関の決定に生かすことができる時期に前項に定める方法のうちから、1以上の適切な方法により行ないます。 ● 3 前項のある場合において、市長その他の執行機関は、多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参加の方法を併用するよう務めます。 ● ★市民参加の方法を選んだ理由の公表が必要 ● ★適切な方法は誰が決めるのか?理由を公表			

○・・・分科会その①
●・・・分科会その②
□・・・分科会その③

8.意見や結果の取扱い

	あ	ん	ねっ	と
意見の集め方	● 市民の意見を広く求めるため、意見の公募をする		＜集め方＞ ● 声を集める時は必ずステージと扱いを明示する ● 後まわしせず迅速対応 ＜何でも先ず聞く＞ ● 生協の白石さんを目指せ！ ● 耳をそむけず検討	＜取扱い要領、いわゆる取説＞ ☐ 再意見制度を導入 ☐ 補充質問、関連質問を導入
意見の取扱	● 3 市長その他の執行機関は、情報公開条例に定める非公開情報は公表しないことができます。 ● 誠実かつ迅速に対応して頂きたい	＜取扱基準＞ ● 吸い上げる意見を全体の何％以上と決める ● アンケートは2/3以上で取り扱う ● ネットは市民20名以上で取扱う ● 手紙は5通以上で全て取扱う ＜検討＞ ● 意見交換会で出た意見は全て取り扱う	＜誠意＞ ● 意見は書いた人の気持ちを理解して大切に取扱ってほしい ● 内容の良し悪しや大小にこだわらずに扱う ● 内容の大小に関わらずどんな小さな意見も大切に ＜いいものは使う＞ ● 良い意見は施策に取り入れてほしい ● 前向きに対応 ● 寛容な心で取扱い判断	
検討	● 1 市長その他の執行機関は、市民参加で提出された意見や情報を 総合的、多面的に検討します。	＜検討＞ ● 総合的、多面的に検討する ● 意見、提案を配慮、考慮する ● 多面的検討	＜誠意＞ ● 誠意をもって検討	＜取扱い要領、いわゆる取説＞ ☐ 意見に対して誠意をもって検討
公表	● 2 市長その他の執行機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに提出された意見、情報、情報の検討経過を及び検討結果を公表します。 ● 提出された意見や提案については市として検討しその結果を公表する	● 会議の公開 ＜即回答＞ ● 参加した市民へ返す ● 市民へ回答する ● 速やかに回答 ● 考慮した結果の公表公開 ● 結果の公表 ＜公表＞ ● 意見提案の検討結果の公開、検討経過の公開、公表 ● 広く市民への公開 ＜公表回答方法＞ ● 公表には・インターネット・市広報・窓口で供覧配布	＜知らせ方＞ ● 公に広く発表する(公表) ● 市民への方法に一考を	
反映		＜反映する＞ ● 結果、意見を施策に吸い上げる ● 施策や事業への反映 ● 施策に反映を努める ● 市の機関への提案又は協議事項とする		＜取扱い要領、いわゆる取説＞ ☐ 意見を反映するよう努める ☐ 少数意見の反映、その方法は？
本項の捉え方				＜いない…??＞ ☐ 自治基本条例で何となく定められている(というウワサだ) ☐ 市の責務で規定すればいい！！ ☐ 自治基本条例の条項に倣う
その他	● 意見提出は記名すべきでは？	● ワークショップの判断で取扱う ＜議員も！＞ ● 議員一人々がコメントを記すようにする ● 市が取扱う前に意見をだした人と市の担当で話し合		

9.公表及び広聴の方法等

	あ	ん	ねっ	と
市窓口・施設 の一角を利用	＜公表＞ ● 1 市長その他の執行機関は、市民参加手続に関する事項を公表するときは、次の方法によります。 (1)市役所担当窓口相談での供覧又は配布による公 ＜広聴＞ ● 御意見BOX	＜公表方法＞ ● 担当窓口での回覧又は配布 ● 窓口配布 ＜広聴方法＞ ● 様々な施設・機関での広聴	＜場所＞ ● 目に触れやすい所に掲示する(町内会、学校、図書館、病院、スーパー) ＜よりよい広聴＞ ● 意見箱が投函しやすい場所に設置してある	
広報紙・ 回覧板を利用	＜公表＞ ● (2)市の広報紙掲載による公表 ● 広報 ● 市広報 ● 回覧板 ＜広聴＞ ● 回覧板に意見を書くページを作る	＜公表方法＞ ● 広報誌への掲載 ● 市広報 ● 広報誌への掲載		
インターネット を利用	＜公表＞ ● (3)市の公式ホームページ掲載による公表 ● ホームページ ● インターネット ＜広聴＞ ● メール	＜公表方法＞ ● ネット ● ホームページ ● 公式ホームページ掲載 ● 公式ホームページへの掲載 ＜広聴方法＞ ● 手紙、電子メール等の提案	＜交流＞ ● Webを活用して公表、公聴、コメントが出来るといい	＜目にふれる機会をつくる＞ ☐ ホームページ ☐ ホームページ読み上げソフトを
マスメディア を利用				＜目にふれる機会をつくる＞ ☐ 市広報の発表、マスメディアの利用 ☐ 市の広報だけではなくマスメディアを積極的に活用 ☐ DVDの積極的な活用 ☐ ジャック ☐ データ放送
意見交流の場 を設ける			＜交流＞ ● 子供等の非有権者であっても、参考意見がきけるように学校で座談会等を開催する ● 市民が容易にもの云える場作り ● 意見交流の場を設ける	
ニーズを 考慮して 公表			＜ニーズ・タイム＞ ● 多種のニーズを広く知らせる(片寄らない) ● 必要とする人へのタイムリーな情報公表 ＜場所＞ ● 年齢層に合わせた情報提供、公聴をする(多様な手段)	＜書くなら、誰でも、どんな人にも＞ ☐ 障害者へ ☐ 外国人へ ☐ 音訳・点字
その他	＜公表＞ ● (4)その他、効果的に周知できる方法 ● 新聞 ● 公聴は各団体の研修会に一部時間を入れる(例、商工会議所女性部) ＜広聴＞ ● 無作為抽出アンケート ● 学校を通して子ども保護者へ意見を聞くお手紙 ● 市長(又は関係する機関への)手紙、メール、FAX etc	＜公表方法＞ ● メディアを媒体とする ＜広聴方法＞ ● アンケート実施 ● 市民参加推進評価会議 ● メディアを媒体とする ● 公表は市→市民へ ● 広聴は市民→市へ聴く	＜よりよい広聴＞ ● 意見は、FAX、メール、手紙など何でもよいとしたが匿名ではよくないよね！ ＜場所＞ ● 無作為で条例等を作る時は、ハガキ等で声をひろう ● 市役所駐車馬券の裏面に意見記入欄を設ける ● 意見が出せるようできるだけ多くの情報がほしい	＜目にふれる機会をつくる＞ ☐ 子どもに分かりやすく ☐ ビラ配り ☐ 市主催行事での宣伝
本項の捉え方		＜必要なし＞ ● この条例でこの項目は必要ないかな ● 他の項目にあるのでいらない		☐ 自治基本条例に・・・

10.実施状況や予定の公表

	あ	ん	ねっ	と
公表の頻度	● 1 市長その他の執行機関は、毎年度1回、市民参加と協働の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表します。			
公表の方法	● 多くの市民に関心を持ってもらえるように結果など分りやすく公表してほしい			
本項の捉え方	● 9にもとづく ● 9、公表、広聴に合わせる			

11.審議会等

	あ	ん	ねっ	と
審議会とは ???		☐ 審議会が形だけでなくみんなが意見を言える、聞くことが大切ですね ☐ 市民の代表の会議	☐ 審議会前 ☐ 審議会の位置づけを明確に！！	● 2重構造にならないか？会議のための会議…… ● 審議会で何をするのか ● なぜ「審議会」なのか ● 結論ありき？ ● 市民等の意見及び専門的知識の反映 ● 別格-色々な意見を集約したところで行われる ● 専門性⇄広く市民 開いて閉じて
委員構成	☐ 男女比を同じにしたほうが良いと思います。 ☐ 審議会の構成を男女同比とする	☐ 条件 ☐ 選考する条件として男女比、年齢、地域に配慮する。 ☐ 男女比を考える理想は5:5、年齢もバランスよく。若い人も ☐ 男女比を最高3:1以上としない ☐ 年齢を40歳以下、40歳以上で選考。その比は3:1以上としない ☐ 2地域区からの選考 ☐ 構成員 ☐ 審議会の構成員、幅広い分野からの起用 ☐ あて職ではなくその会の中から代表一人というようにする。会長、委員長だけが多くの会にでることを避ける ☐ 団体関係者は必ずしも会長、委員長でなくてもよいのでは ☐ 市民公募の委員を加える ☐ 町内会からのあて職をやめる。 ☐ 団体代表というあて職の場合重複しないようにする(一人の人が) ☐ 市民公募を多くし同じ人が、再任され何年も続くことをさける ☐ 市民公募で選考する ☐ 任期 ☐ 任期は3年位が妥当 ☐ 募集の仕方 ☐ あらかじめ具体的に論点を絞っておき、それをしてから委員を募る。	☐ 審議中(言う！！、見せる！！) ☐ 一度は手をあげる ☐ 公募市民、市民代表として参加した場合の発言責務 ☐ 無作為抽出の委員を入れる	● 公募 18才以上 ● 委員の公募 ● 審議会は公募を原則とする ● 正副会長は公選とする兼任は最高2つを原則とする ● 公募＋選考 ● 簡単な場合 ・委員比率 ・公開 ● 構成メンバーを考えてほしい ● 定数は15名を限度とする ● 世代は青年層、壮年層、老年層をバランスよく配列 ● 幅広い人材 ・男女比 ・所属団体 ・地域 ● 目的への興味・情熱がある人 ● 審議会→いっぱい80→一人何役？→効果あるのか →その審議会に必要な人？→会が成立する？
公開	☐ 会議は公開とする。(内容) ☐ 会議は基本公開(内容) ☐ 審議会の会議公開※ただし内容に非公開情報があれば公開しない ☐ その理由は明らかにする ☐ 会議録を作成し公表する ☐ 委員の名前を公表する	☐ 会議は公開とする。(内容) ☐ 会議は基本公開(内容) ☐ 審議会の会議公開※ただし内容に非公開情報があれば公開しない ☐ その理由は明らかにする ☐ 会議録を作成し公表する ☐ 委員の名前を公表する	☐ 審議中(言う！！、見せる！！) ☐ 審議会議の傍聴あり ☐ 審議会後 (結果の公表) ☐ 議事録の完全公開 ☐ 公表内容は分りやすい表現で公表してほしい ☐ 公表には期限を設ける ☐ 「公表の方法」もつと他の手段があるのかな	● 審議内容に付いては公開する ● 原則公開
反映	☐ 審議会で決めたことは、何%かは必ずとり上げる	☐ 審議会後 (結果の反映) ☐ 結果の反映方法の明示 ☐ 答申が市政に反映されない場合の理由の公表		
条例への書き込み				● 細かく ・市民公募 ・人材は幅広く ● 細かく記述 ・構成員 ・公開・ 事業の公表 ・議事録の作成
その他	☐ 行政側が筋書きを決めない。 →市民の責任大となるが…			● 執行機関に対し実施について催告権を付記する

12.パブリックコメント

	あ	ん	ねっ	と
パブコメとは ???	☐ カタカナ語でなく日本語で表示していただきたい。 パブリックコメント→「市民の意見」?	☐ 多くの意見(数)が大事ではなくどんな意見か(内容)が大切である ＜メリット＞ ☐ ー意見の重さ ＜デメリット＞ ☐ 時間がかかりすぎ ☐ 少数意見 ☐ 公表の周知が狭い		● 参加の手段の1つ ● パブリックコメントって何 一般意見の公募 ● 市民参加の1手段として有効 ● 細部については既存のパブコメに対する要綱の規定に倣う ● アンケートは項目がきまっている ● 手段の一つ ● 市が公表し、広く一般の意見をつのる一誰でも参加できる
こうしたら よいのでは!?	☐ 資料の公開、提供を公民館以外にも利用。ネットにも分かりやすく公開 ☐ 回覧板への書き込みコーナーを作ると良い	☐ 審議会委員さんによる公開説明会を行う。 ☐ 学校や事業所を任意に特定して意見を求める(半強制) ☐ 意見を出せるのは市民に限る ＜手続の仕方＞ ☐ 政策などの案を公表する、趣旨、目的、背景 ☐ パブコメの手続をするために、市民の広く考え方と内容を出す(地域、対象、方法) ＜公表・責任＞ ☐ 意見提出者は住所・氏名を明記、責任ある意見とする ☐ パブコメに対して返事がきちんとされるように公表する ＜途中でも＞ ☐ パブコメ(計画、条例、プラン)はできてからではなく、計画など、途中にきくことはできないか ☐ 変更可能な時期に市民に問うことが大事、変更無しが多いのは残念 ☐ 途中経過の状況もパブコメで出す(大変ですが…)	＜必要なときに!!＞ ☐ パブリックコメントを審議会の中でも開く ☐ 審議会が必要に応じて行える ＜わかりやすく!!＞ ☐ できるだけ分かりやすい表現で ☐ 頭からむずかしいのもう少しわかりやすく ☐ 簡単に参加したくなる案件PR ☐ 個人が興味関心をもって意見が言えるような投げかけ(問いかけ)をする	● パブリックコメントに対する資料を提供者に配布してほしい ● 再意見を申述できる制度に改正すべき ● 再質問、再論はできないのか(キャッチボール) ● 取り上げられなかった意見をその後どう扱うのか パブコメ+〇〇〇〇⇒補完、合わせ技
条例への 書き込み		☐ 市民参加のパブリックコメントで包括的にする ☐ 要綱あるので基本的なもののだけの内容にする ☐ 安城市のパブリックコメント手続の要綱に従う		● のせるとしたらあっさり?しっかり? ● 市民参加方法 細かく決めるor大ざっぱ ⇒メリット・デメリット
本項の捉え方			☐ 今のままでよい	

13.意見交換会(ワークショップ)・説明会等

	あ	ん	ねっ	と
意見交換会に ついて	☐ 年齢、性別、職種、様々な人から選ぶ ☐ 「ワークショップ」→日本語で…、注釈をつけてほしい			
こうしたら よいのでは!?		(持ち方) ☐ 意見交換会の開催日時、場所、内容を公表する。 ☐ 扱う内容に即した会の持ち方。1参加対象、2場所 ☐ 市民意見を聞くための方法を増やす ☐ 案件に関する対象を指定して、喫茶店や飲み屋で行う。 ＜説明会＞ ☐ 説明会は必要意見を求める場として ＜ワークショップ＞ ☐ ワークショップの運営する時はファシリテーターを選任して議論をすすめる ☐ ワークショップで形成される合意が大事	＜開催のタイミング!!＞ ☐ 各原案作成前に必ず開く ☐ 町内会単位で意見交換を年1〜2回する ＜やり方＞ ☐ 楽しい雰囲気の中で意見を取り上げる ☐ 頭から難しそうなので、もう少し主婦、主夫目線は? ☐ 意識のある人が目的に向かった建設的、開放的な意見がいえる雰囲気の会に!! ☐ 審議会より意見交換・公流のできる場を充実する ＜PR参加資格＞ ☐ 分かりやすく参加したくなる案内PRを ☐ 意見交換会、説明会を開催して、市民が一定に参加する(させる)方法は? ☐ 学生も出席出来る様に門を広げる ☐ 異なった年齢層・異なった職種で異なった意見が出るように	
本項の捉え方		＜必要ある＞ ☐ 意見交換会は必要 ☐ 意見交換会が開かれるようなルールを定めたい 市民の声を→市へ ☐ 説明会では市民は聞く場である。意見を言っても… だめになってしまう ＜必要なし＞ ☐ 条例を簡単にしたい ☐ パブリックコメントだけで十分 ☐ これについては細かく明記する必要はない。なしでもいい		

14.市民政策提案手続

		あ	ん	ねっ	と
提案者の条件			(提案者の条件) ☐ 市民10人以上の連署で提案できる。年齢？ ☐ 手続きの仕方、メンバー(18歳以上)、10人以上 ☐ 資格13歳以上の市民 ☐ 方法、一人ではなく10人以上の連署で	一連の流れ	
こうしたらよいのでは！？	☐ 個人ではなく団体で提出してほしいという意見も… ☐ 各団体で意見を出し提出する。 (例)シャッター通りの利用の仕方… ☐ 実施細則を作る ☐ 提案の中に予算書案まで提出してもらい、説得力のあるものを求めたい	☐ 市民提案のできるもの、対象を決めていく <提案の内容> ☐ 現状の課題、現状の内容予想される効果など具体的内容を書いて提案できる ☐ 提案内容の説明会、プレゼン <採否> ☐ 提案の採否について行政のみで決めない。市民の意見を聞いて決める。(方法?) ☐ 提案が通った場合は、提案者に市の臨時職員としてその政策を担当してもらう。 <結果> ☐ 結果は公表			
本項の捉え方	☐ 議会と市民レベルの相違があるのでぜひ入れてほしい ☐ ぜひ入れてほしい！！	<項目として必要> ☐ 市民政策提案手続は必要 ☐ ご意見BOX、市町への手紙は個人でも可能である点が良いが、連署だと、多くの市民の意見になるので、あるとよい <項目としては必要ない> ☐ No.11～15をまとめ、項目を減らしたい ☐ 条例を簡単にしたい ☐ 審議会かパブコメの中に入れば充分	☐ 市議会を通じて(活かして)提案しては？14は不要 ☐ No.9に準ずる		
その他	☐ 市議会頑張れ！！				

15. その他の市民参加手続

		あ	ん	ねっ	と
具体的な方法		☐ 市民が参加出来る条例を作っている事をPRする。		☐ 酒宴会で本音 ☐ 飲み食いで本音を出す ☐ グループ・サークル・生産組合等の参加のもとで出す ☐ いろいろな活動団体にアンケートや参加をお願いする ☐ 市民討議を年1で開く ☐ 町かど座談会の内容改善を ☐ 誰でも参加可能であること	
本項の捉え方			＜必要＞ ☐ より効果的な市民参加手続があれば用いることができる ＜項目として必要ない＞ ☐ No.11～No.15の項目をまとめたい ☐ 簡単にまとめたい ☐ アンケートは必要に応じて…しかしこの項目であげるのかは不明？		

16.推進・評価機関の設置

		あ	ん	ねっ	と
こうしたら よいのでは！？	☐	機関の委員に利益関係のない人を選ぶ			
本項の捉え方	☐	是非！！是非お願いします！			